

ChatGPT

令和 7 年度商標出願動向調査報告書の詳細分析

エグゼクティブサマリー

本稿が主たる対象とする原典は、特許庁が公開した「令和 7 年度 商標出願動向調査報告書（概要）－マクロ調査－」である。公式の掲載ページは 2026 年 4 月 13 日更新、PDF 本体の奥付は「令和 8 年 3 月発行」となっており、実務上は「4 月公開、3 月版 PDF」という二層の公開情報として扱うのが正確である。報告書は、55 か国・地域・機関を対象に、2024 年の直接出願・国際登録出願・出願区分数・主要制度・経済指標との関係・グローバル企業の出願行動をまとめたもので、2026 年時点の日本企業の海外ブランド戦略を考える上で、現行の特許庁資料として最も基礎性が高い。[1]

統計面では、2024 年の 55 か国・地域・機関全体の総出願件数は 10,828,466 件で、2022 年以降の縮小傾向が続く。一方で、国際登録出願は 64,516 件と 2023 年から微増しており、件数全体の減速とマドリッド制度の底堅さが併存する構図が見える。中国は依然として圧倒的の最大市場だが、2020 年以降の急減が続き、日本も国内出願区分数・海外からの流入区分数ともに減少基調にある。日本国内では役務分野が 41.9% を占め、35 類・41 類・42 類が中心であり、ブランド競争の重心が物品よりサービス・流通・デジタル関連へ寄っていることが明確である。[2]

公開直後の評判は、一般メディアよりも知財実務家圏で先に反応が出ている。公開告知は特許庁公式 X でも確認できるが、現時点で広範な一般報道というより、専門家ブログや実務家読み物での紹介が中心である。なかでも サムライツ[3] の解説記事は、この報告書を「単に件数を並べた資料ではない」「かなり実務的に読める」と評価しており、出願ルート選択や国別の傾向把握に役立つ資料として前向きに受け止めている。反面、公開時点では大手紙や学術誌による本格的批評は

まだ限定的で、評判は「専門家には有用、一般にはまだニッチ」という段階にある。[4]

公式資料の確認

原典として優先すべき公式資料は次の二点である。いずれも特許庁サイト上で確認できる。[5]

- 特許庁「意匠・商標出願動向調査」掲載ページ（更新日 2026 年 4 月 13 日） [6]
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyousyohyou-houkoku.html>
- PDF ファイル名：2025shohyo_macro.pdf
報告書名：「令和 7 年度 商標出願動向調査報告書（概要）－マクロ調査－」
PDF 奥付の発行：令和 8 年 3 月。 [7]
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2025shohyo_macro.pdf

公式資料の読み方として重要なのは、「公表日」と「PDF 本体の発行日」が異なる点である。本稿では、ユーザーの質問に合わせて 2026 年 4 月の特許庁サイト公開を基準にしつつ、報告書本文の記載日やデータ締切は別に扱う。実務上、この差は引用時の表記ゆれを避けるために重要である。[8]

調査設計と定義

報告書の目的は、日本企業が国際市場で活動しやすい環境整備のために、世界規模の商標出願動向を把握し、商標出願戦略・ブランド戦略の策定を支援することである。特許庁の施策立案の基礎資料という行政用途と、企業の海外ブランド実務を支える民間用途の双方を意図している点が、この種の報告書の性格をよく示している。[9]

調査項目は大きく五つである。具体的には、55 か国・地域・機関の直接出願件数・出願区分数・国際登録出願件数の分析、主要各国・機関の商標制度整理、経済

・産業状況との関連分析、グローバル企業 10 社の国際出願行動分析、そしてそれらの総合分析である。詳細調査の対象となる「主要各国・機関」は、日本、米国、EUIPO、英国、スイス、中国、韓国、インド、ベトナム、ブラジル、ロシアの 11 か国・機関である。[10]

使用データは、各庁年次報告書、世界知的所有権機関[11]の統計、クラリベイト[12]の商標 DB「SAEGIS」、判例 DB「Darts-IP」、さらに IMF や ILO 等のマクロ経済データに基づく。件数定義は明確で、「出願件数」は 1 出願番号を 1 件、「登録件数」は 1 登録番号を 1 件、「出願区分数」はニース国際分類の 1 区分を 1 件として数える。産業分野はニース 45 類を「化学」「機械」「繊維」「雑貨」「食品」「役務」の 6 分野に再編している。[13]

方法論上の重要な注意点は四つある。第一に、日本では一部の料金未納により却下される出願を除外した件数が併記され、合計値もこの除外後件数で集計される。第二に、EU 加盟国の直接出願・国際登録数には、EUIPO 経由で各国に及ぶ効力が通常は加算されていない。第三に、ブラジルは 2025 年 12 月時点でも直接出願が一出願一区分であり、多区分制度国と単純比較しにくい。第四に、登録率・Pending 率など一部指標は 2025 年 9 月末時点のデータを使っており、確定値ではない。したがって、国際比較では「出願件数」より「出願区分数」の方が意味を持つ場面が多い。[14]

また、ユーザーが要求した「個人/法人」や「文字/図形/結合」「類似群コード」については、本概要版で主要な切り口として確認できるのは居住地別、ニース分類別、6 産業分野別、新しいタイプの商標別であり、通常の標章タイプ別や類似群コード別の集計は少なくとも概要版の構成上は前面に出ていない。代わりに第 3 章では「新しいタイプの商標」として、位置、動き、ホログラム、立体、音、色彩のみ等の比較が扱われている。したがって、この報告書は国内審査実務の細目表ではなく、国際比較型のマクロレポートとして読むべきである。[15]

主要統計とトレンド

まず大勢を押さえると、2024年の全55か国・地域・機関の総出願件数は10,828,466件で、2022年の11,075,731件、2023年の10,912,557件から引き続き縮小した。他方、国際登録出願件数は2023年の64,080件から2024年に64,516件へと微増した。つまり、各国への直接出願総量は減速しているが、マドリッド制度利用は大崩れしていない。これは、グローバル出願を「やめた」のではなく、各社が出願国や区分をより厳選している可能性を示す。[16]

中国は2024年でも6,648,973件で最大市場だが、2020年に900万件超まで膨らんだ後、2022年に大きく減り、その後も減少が続いている。報告書はその背景として、ゼロコロナ政策や不動産バブル崩壊などの経済環境悪化に加え、従来はサスペンド不許可ゆえに行われていた再出願・バックアップ出願が、近年の制度運用変化で不要になった点を挙げる。他方で、中国がなお圧倒的の最大市場である事実は変わらず、「件数が減ったからリスクが低い」とは読めない。むしろ、中国はノイズが減ったぶん、実需に近い商標競争が見えやすくなった可能性がある。[17]

日本では、2024年の出願件数は158,792件、料金未納除外後では158,573件である。除外後件数ベースでは2022年の169,628件、2023年の163,405件から連続減少で、3年で約6.5%下がった。日本の出願区分数も2022年340,275件から2024年310,437件へ縮小している。報告書本文も、2024年の日本の出願件数は2017年水準を下回ると整理しており、足元の日本市場は「ブランド出願の量的拡張」より「選別・絞り込み」の局面にあると読むのが自然である。[18]

2024年の日本における外国居住者由来の出願区分数は72,228件で、総区分数に対する他国出願比率は23.3%である。2022年の84,945件・25.0%、2023年の75,492件・23.2%と比べると、外国からの流入は減少基調だが、比率そのものは2024年にわずかに持ち直した。居住地別では中国27.6%、米国19.4%、韓国9.9%が上位であり、日本市場に対する海外関心はなお中国・米国・韓国の三極が中核である。[19]

日本の 2024 年の産業分野別出願区分数は、役務 129,944 件（41.9%）、機械 53,800 件（17.3%）、雑貨 32,140 件（10.4%）、繊維 31,797 件（10.2%）、化学 31,671 件（10.2%）、食品 31,085 件（10.0%）の順である。しかも役務の内訳では 35 類が最も多く、41 類、42 類が続く。これは、小売・広告・販促、教育/娯楽/コンテンツ、IT/ソフトウェア/プラットフォームといった非製造業・デジタル含みのブランド競争が、日本の商標出願の中心にあることを示している。[20]

日本だけが役務偏重というわけではない。欧州連合知的財産庁[21]における 2024 年の出願区分数も、役務 169,028 件（38.0%）が最大で、次いで機械 100,470 件（22.6%）である。さらに、EUIPO への欧州域外出願は中国居住者、米国居住者の順に多い。つまり、ブランド競争の前線は日本国内だけの現象ではなく、欧州でもサービス中心化と中米欧間の越境競争が進んでいる。[22]

国際登録出願も見ておきたい。2024 年の国際登録出願件数は 64,516 件で、受理官庁別では米国特許商標庁[23]が 11,426 件で首位、EUIPO が 10,032 件、中国が 5,500 件、日本が 3,067 件である。指定国件数では英国 30,175、EUIPO 29,911、米国 27,145、中国 20,426、日本 16,832 と続く。したがって、マドリッド制度はなお欧米主要市場の束ね出願に強く、日本は「受理官庁」としても「指定先」としても中位上位に位置するが、中心はやはり欧米である。[24]

主要統計比較表

指標	2022	2023	2024	含意	出典
55 か国・地域・機関の総出願件数	11,075,731	10,912,557	10,828,466	全体は高水準だが縮小が続く。	特許庁表 2-1-1 [25]
日本の出願件数（料金未納除外後）	169,628	163,405	158,573	日本市場では件数ベースの減少が続く。	特許庁表 2-1-1 [25]
日本の出願区分数	340,275	325,252	310,437	区分数でも縮小。ポートフォリ	特許庁図 2-2-3-1 [20]

指標	2022	2023	2024	含意	出典
				オ厳選の可能性 。	
日本の外国由来出願区分数	84,945	75,492	72,228	海外からの流入は減少基調。	特許庁 図 2-2-1-2 [26]
日本の他国出願比率	25.0%	23.2%	23.3%	件数は減る一方、比率は下げ止まり気味。	特許庁 図 2-2-1-2 [26]
国際登録出願件数	69,471	64,080	64,516	マドリッド制度は 2024 年に微増へ反転。	特許庁 表 2-1-3 [27]
国際登録出願指定国件数	550,689	512,381	516,743	広域指定の需要も底堅い。	特許庁 表 2-1-5 [27]
EUIPO の出願区分数	447,771	435,081	444,604	欧州は 2024 年に回復。	特許庁 図 2-2-15・本文 [28]

日本の出願区分数の推移

xychart-beta

```
title "日本の商標出願区分数"
x-axis [2020, 2021, 2022, 2023, 2024]
y-axis "区分数" 0 --> 400000
line [323695, 354428, 340275, 325252, 310437]
```

上の時系列は、日本の区分数が 2021 年を山として 2024 年まで縮小していることを示す。単なる一時的な反動ではなく、少なくとも 3 年連続の減少である。[20]

国際登録出願件数の推移

xychart-beta

```
title "国際登録出願件数"
x-axis [2020, 2021, 2022, 2023, 2024]
```

y-axis "件数" 0 --> 80000
line [64374, 73763, 69471, 64080, 64516]

マドリッド制度の利用は2021年をピークに鈍化したが、2024年は微増へ転じた。総出願件数の縮小局面でも、国際登録制度自体は実務上のインフラとして維持されている。[27]

政策的示唆と各方面の評価・評判

政策的に最も重要なのは、報告書が「世界全体の件数競争」から「日本企業がどこで、どの区分に、どのルートで出願すべきか」という実務寄りの示唆へ軸足を移していることである。55か国・地域・機関の網羅は維持しつつ、日本、米国、EUIPO、中国、韓国など主要市場の比較と、日本国内の役務偏重、外国流入の構造、グローバル企業の出願ルート、仮想空間での保護実態を同じレポートに収めているため、ブランド戦略・海外展開・クリアランスを一枚のマップで見ることができる。[29]

業界への影響としては、第一に、日本で35類・41類・42類が厚いことから、今後もサービス業、コンテンツ、SaaS、EC、広告・小売支援領域でのブランド衝突が増えやすい。第二に、中国・米国・韓国由来の流入が大きいため、日本企業にとっては国内での先行調査と海外主要プレイヤーの監視がますます重要になる。第三に、国際登録が底堅い一方、日本企業の出願はなお直接出願志向が強いと専門家は読んでおり、今後は「国別に直接」「束ねてマドプロ」の使い分け能力がコスト競争力を左右する。ここから先は推論だが、商標実務は単なる出願件数管理ではなく、出願ルート設計の時代に入っている。[30]

報告書自体の評判は、現時点では専門実務家からの評価が先行している。☒ entity ☒["organization", "HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK", "japan ip law firm"]☐は前年度版の商標マクロ調査の仮想空間パートをニュースレターで直接取り上げており、このシリーズが実務家に「拾って使うべき資料」と見なされていることは確かである。今回の令和7年度版でも、サムライは「単に件数を並べた資料ではない」「かなり実務的に読める」と位置づけ、国別出願ルートや分野別傾向の読み取りに有用だと評価した。他方で、公開直後の時点で確認できる言及は特

許庁の公式告知と専門家記事が中心であり、一般紙・学術誌を巻き込んだ広範な議論はまだ形成途上である。[31]

各方面からの評価・評判

主体	評価・評判	どう読むべきか	出典
特許庁	施策検討と企業戦略の双方に有益な基礎資料という位置づけ。	行政統計ではなく「政策+経営実務」の中間資料。	公式掲載ページ・目的記述 [32]
専門実務家ブログ	「単に件数を並べた資料ではない」「かなり実務的に読める」。	出願ルート、分野、国別差を読む実務資料として高評価。	サムライツ記事 [33]
法律事務所・弁理士界限	前年度版の商標マクロ調査の特定テーマをニュースレターで紹介。	シリーズ全体が実務で再利用される定番資料。	HARAKENZO ニュースレター [34]
公開直後の一般可視性	公式 X 告知は確認できるが、反応は専門圏中心。	「高権威・低大衆認知」の典型的な専門資料。	特許庁公式 X [35]

限界とデータ信頼性

この報告書は非常に有用だが、万能ではない。最も大きい限界は制度差のある各国データを単一の物差しで並べている点である。一出願多区分制度と一出願一区分制度が混在し、EU 加盟国では EUIPO 効力分が加盟国別件数に通常は加算されず、ブラジルはなお単区分である。このため、国際比較で「出願件数」をそのまま競わせると過大・過小評価が生じやすく、「出願区分数」や出願ルートまで併読しないと誤読する。[36]

日本の数値にも固有の注意が要る。報告書は日本について、一部の料金未納により却下される出願を別建てで扱い、合計値では除外後件数を採用している。したがって、特許庁の別統計やニュース報道の「日本の出願件数」と、本報告書の日

本件数は一致しない場合がある。日本の数字がなぜ二重表記なのかを理解せずに前年比だけを見ると、実勢より強い減少や増加に見える危険がある。[37]

新しいタイプの商標比較にもデータ取得上の偏りがある。報告書は、国ごとに検索可能性が異なることを明示しており、米国では色彩のみ・動きの商標の検索が実質困難、中国では現地代理人から情報取得している。したがって、新タイプ商標の国際比較表は「制度差」だけでなく「検索可能性の差」も織り込んだ数字であり、通常の件数比較以上に慎重な読解が必要である。[38]

さらに、本概要版ではユーザーが求めた通常の標章タイプ別集計、すなわち文字商標・図形商標・結合商標の定量比較や、個人/法人別の出願属性、類似群コード別集計は中心項目としては確認しにくい。これは報告書の価値を下げるというより、報告書の用途が「出願実務の細目表」ではなく「国際的マクロ比較」にあることを意味する。国内の審査・称呼・類否の粒度まで見たい場合は、J-PlatPat や審査基準、類似商品・役務審査基準など別資料との併用が必要になる。[39]

過去報告との比較

令和7年度版は、直近の報告書系列の中でも「対象国数を絞り、テーマを実務寄りに再構成した版」と位置づけるのが適切である。令和5年度・令和6年度はいずれも76か国・地域・機関を対象としていたのに対し、令和7年度は55か国・地域・機関へと縮小している。一方で、テーマとしては仮想空間・新しいタイプの商標・グローバル企業のルート分析を残しつつ、経済分析の焦点を「輸出入額」「為替」から「日本の市場規模（国内産業の売上高）」へ移した。これは、単なるマクロ環境説明より、「日本市場のどこでブランド需要が生じるか」という実務的問いに近づいた変化だと解釈できる。[40]

過去報告との相違表

対象国			
・地域			
年	・機関	経済分析	令和7年度版との
度	数 特徴的テーマ	の主軸	相違の要点 出典

年 度	対象国 ・地域 ・機関 数	特徴的テーマ	経済分析 の主軸	令和7年度版との 相違の要点	出典
令 和5 年 度	76	EC サイト事業者・ クラウドファンディ ング事業者における 商標権保護、仮想空 間	輸出入額	テーマが広く、オ ンライン流通プラ ットフォーム問題 への関心が前面。	特許庁令 和5年度版 目次・方法 [41]
令 和6 年 度	76	仮想空間、新しいタ イプの商標、異議申 立	為替	国際マクロ環境と の関係を見る色彩 が強い。	特許庁令 和6年度版 目次・方法 [42]
令 和7 年 度	55	仮想空間、新しいタ イプの商標、異議申 立、グローバル企業 分析	日本の市 場規模（ 国内産業 売上高）	対象範囲を絞る一 方、日本企業の出 願戦略への直接的 含意を強めた。	特許庁令 和7年度版 目次・方法 [43]

この比較から見えるのは、特許庁のマクロ調査が毎年「同じ統計の焼き直し」ではなく、時々の政策・実務関心に応じて特集軸を組み替えていることだ。令和7年度版は、広く薄く見るより、主要市場・主要テーマに絞って読ませる構成に振られており、現場のブランド戦略に近いレポートになっている。逆に言えば、より広域の国際俯瞰やECプラットフォーム特化の議論を求める場合は、令和5年度・令和6年度版を併読する方がよい。[40]

主要ソース

- 特許庁「意匠・商標出願動向調査」掲載ページ。更新日2026年4月13日。
。[6]
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syouhyou-houkoku.html

- 特許庁「令和7年度商標出願動向調査報告書（概要）－マクロ調査－」、PDFファイル名 2025shohyo_macro.pdf、奥付発行 令和8年3月。[44]
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2025shohyo_macro.pdf
- 特許庁「令和6年度商標出願動向調査報告書（概要）－マクロ調査－」。[42]
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2024shohyo_macro.pdf
- 特許庁「令和5年度商標出願動向調査報告書（概要）－マクロ調査－」。[41]
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2023shohyo_macro.pdf
- 特許庁公式 X 告知。公開直後の可視性確認用。[35]
- サムライツ[3]「商標の出願動向から見えること――『令和7年度商標出願動向調査報告書』を読む」。公開直後の実務家評価資料。[33]
- Entity["organization","HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK","japan ip law firm"]「2025年6月号【法務】ニュースレター」。前年度版の商標マクロ調査を実務的に咀嚼した例として参照。[34]
- マクロレベルの知財分析資料として、特許庁の意匠・商標出願動向調査を「ぜひともチェック」と位置づけた業界解説。報告書シリーズの実務位置づけ確認のため参照。[45]

[1] [3] [5] [6] [8] [32] https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syouhyou-houkoku.html

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syouhyou-houkoku.html

[2] [7] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [36] [37] [38] [39] [43] [44]

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyou_syouhyou-houkoku/2025shohyo_macro.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2025shohyo_macro.pdf

[4] [35] https://x.com/jpo_NIPPON/status/2043502298119410060

https://x.com/jpo_NIPPON/status/2043502298119410060

[23] [40] [41] https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2023shohyo_macro.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2023shohyo_macro.pdf

[31] [34] <https://www.harakenzo.com/law-202506/>

<https://www.harakenzo.com/law-202506/>

[33] <https://samuraitz.com/weblog/trademark/6550/>

<https://samuraitz.com/weblog/trademark/6550/>

[42] https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2024shohyo_macro.pdf

https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/document/isyousyohyou-houkoku/2024shohyo_macro.pdf

[45] <https://note.com/anozaki/n/n9960795636ae>

<https://note.com/anozaki/n/n9960795636ae>